

令和元年和泉市教育委員会第8回定例会

日 時:令和元年8月22日(木) 午後3時00分から
場 所:和泉市役所3号館3階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
次長兼教育センター所長	杉前 洋
教育総務室長	土本 英也
指導室長	上田 茂幸
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
指導室人権教育担当課長	阪下 誠
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
教育総務室総務企画担当総括主査	蓮池 昌司
(こども部)	
こども部長	北野 泰史
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
こども未来室保育幼稚園担当総括主幹	樋上 征史
(生涯学習部)	
生涯学習部長	堂ノ上 宏幸
生涯学習部次長	
文化財振興・読書振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
生涯学習・スポーツ振興・青少年センター担当	辻野 明子
スポーツ振興課長	鍛冶 公哉

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

議案第 29 号 令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について(その 1)
補正予算について

案件 1 幼児教育・保育無償化関連

議案第 30 号 令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について(その 2)

和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第 31 号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更等について

4. 報告事項

(1) 令和元年度和泉市小・中学生科学展について

(2) 第 21 回和泉市子ども議会について

(3) 第 67 回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉について

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和元年和泉市教育委員会第 8 回定例会を開会させていただきます。 まず、前回の第 7 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、第 7 回定例会の会議録について承認することにいたします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と槇野委員にお願いいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。 本日は、審議事項 3 件、報告事項 3 件になります。 それでは、議案第 29 号「令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について、(その 1) 補正予算について」及び議案第 30 号「令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について (その 2)、和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、続けて事務局 (こども未来室) より説明願います。
山下課長	保育幼稚園担当課長の山下です。 議案第 29 号、令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について、(その 1) 補正予算についての案件 1、幼児教育・保育無償化関連経費の補正予算についてご説明いたします。 資料 2 ページから 7 ページになります。 まず、補正の理由ですが、令和元年 10 月から実施が予定されている幼児教育・保育の無償化に関連する保護者及び施設に対する給付金等に係る補正予算を計上しようとするものです。 歳入は、無償化の財源となる国庫支出金や府支出金、そして新たに給食費実費徴収金を計上するほか、公立保育所と公立幼稚園の保育料などを減額修正しております。 歳出では、無償化に伴う民間施設や保護者への給付費、また、保護者が新たに負担することとなる給食費のうち副食費について、低所得者などの負担軽減措置を実施するための補助金を計上するほか、就園奨励費などを減額修正しております。 続きまして、議案第 30 号、令和元年和泉市議会第 3 回定例会に提出する議案について(その 2)「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びにその内容についてご説明いたします。 資料 9 ページから 53 ページになります。 提案理由は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 7 号) の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成 26 年内閣府令第 39 号) が一部改正されるため、所要の規定の

	整備を行う必要があるためです。 主な改正内容は、国基準において「支給認定」という略称が「教育・保育給付認定」に変わることへの対応、無償化に伴う利用者負担額等の整理、食事の提供に要する費用は原則として利用者負担とすることを規定するなどです。 次に 18 ページの附則をご覧ください。 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行しようとするものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。
松尾委員	46 ページの第 50 条、7 行目で「以下この節において同じ」となっていますが、別のところでは「以下この章において同じ」となっています。「章」の間違いではないでしょうか。
山下課長	こちらにつきましては、第 1 章のうち、第 2 節中を示しておりますので「節」で間違いございません。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 29 号及び第 30 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 29 号及び第 30 号は、原案どおり可決いたします。 続きまして、議案第 31 号「市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更等について」、事務局より説明願います。
並木教育次長	教育次長の並木です。 資料の 54 ページをお願いいたします。 「議案第 31 号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更等について」、理由並びに内容をご説明いたします。 まず、理由ですが、55 ページの下をお願いいたします。地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、委員会又は委員と協議して、その執行機関に属する機関の職員に委任し、又は補助執行させることができるもので、今般、56 ページのとおり、令和元年 8 月 20 日付けで、市長から教育委員会に協議がなされたものです。 次に、その内容ですが、まず、「1. 補助執行させる事務」としては、「国際交流に関すること。」の 1 事務、次に、「2. 除外する事務」は、「児童手当、児童扶養手当に関すること。」から「児童発達支援センターに関すること。」までの 10 事務、そして、「3. 和泉市長の権限に属する事務の補助執行に関する規

小川教育長	程に明記する事務」は、「青少年問題協議会に関すること。」と「コミュニティセンターに関すること。」の２事務です。 最後に、「4. 補助執行等の時期」ですが、令和２年４月１日からです。説明については、以上です。 ただいま説明が終わりました。何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。 議案第 31 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議がないようですので、議案第 31 号は、原案どおり可決いたします。審議事項は以上ですので、次に、報告事項に移ります。 以下の内容を報告して終了。 報告事項 (1) 令和元年度和泉市小・中学生科学展について (2) 第 21 回和泉市子ども議会について (3) 第 67 回信太山クロスカントリー大会 in 大阪和泉について
-------	--

令和元年和泉市教育委員会第8回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。